

も修理は自分でやっておりますので、共益費は自分たちの金だということですので、こちらで払っていただいてもいいし、自分で出してもいいのではないかと思っています。そういう意味で修繕費を共益費ではなくて個人から出してもいいのではないかと考えます。その点御了承願います。

○一番(原 敏子君) 最後に、市長のいまの答弁で少し安心しました。

私はこれまで何回も質問してまいりましたが、夏場になりますと、あそこは基地からアメリカの若者が出てきて非常に不穏な雰囲気になってくるわけです。ですからそういう中で、明るくこうとしておりてもらいたいということが、あそこに住んでいる私自身の要求でありますし、又住んでいる住民の要求でもありますので、前向に検討願いたいと思います。

それから、いまの部長の話で住民に払い下げるといふことになりますと、これは今後まだまだ自治会と話し合う余地は十分残っているわけですね。ここで話し合いが全部終わらなければいけないですね。ですから先ほど言いましたように、自治会と相諾の上、他面的に話し合つて、すぐに解決していただくよう強く要望いたします。以上で終わります。

○議長(岩田博君) 十二時まで休憩いたします。

午前十時五十分 休憩

午前十時五十九分 開議

○議長(岩田博君) 休憩前より引き続き会議を開きます。

次に十番 指田保雄君。

(十番 指田保雄君登壇)

○十番(指田保雄君) 貴重な時間をいただき、さきに通告いたしました福祉作業所について一般質問を行います。

福祉作業所については立ちあぐれが目立つ福祉行政の中でも一番おくれていると思われるわけです。かつ関係者からその設置の必要性が叫ばれているわけです。一日でも早く、一カ所でも多く設置されることを心の底から願っております。

過日 総務委員会におきまして都立村山養護学校を視察いたしました。校長、教頭先生の話の中にも強く出てまいりました。わが福生市からも心身に障害のある児童、生徒が三十数名市外の各施設に通園、通学をいたしてお

りますか。これらの児童生徒についても十八歳になりますと卒業いたします。卒業といつことは通園、通学ができなくなるということであり、立てば歩めの親心といつことわさかあります。わが子の将来を考えて、又何とか自立しようとして懸命に努力し、機能回復の訓練を受けようとする人でも、いさ十八歳になりますと受け入れてくれる所がないのが現実であります。もちろん都立の施設もあります。絶対数が足りないわけです。私は福生市として独自でもよし、近隣市町村と合同でもよし、福祉作業所建設に立ち上がるべきだと強く要望する次第であります。市長の所信をお聞きいたします。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

福祉作業所とか授産所あるいは授産の施設、これらにつきましましては幾つかの市でもございまして、お説のとおり私も該当の方々に申しわけなく存じております。それで基本計画でも策定されておりますとあり、施設の誘致を広域的に進めるといふことは申すまでもないわけでございますけれども、前々から申し上げておりました福祉社会館を改造いたす計画がございますので、その節には福祉作業所

を優先的に組み込むように設計をする計画をしているところでございます。いまだにちにこれができませんことをおわび申し上げます。次第でございます。いろいろな関係もございまして、担当部長より詳しく御説明申し上げます。

○福祉部長(森田 猛君) 自席から私の方から市長の答弁に対する補足をいたします。

これは御存じかと思いますが、いわゆる福祉作業所、これの重度の場合には昭和四十七年度から都の方で運営方針を定めまして、これの設置主体といいますが、これは都道府県あるいは政令の指定都市及び社会福祉法人が設置の義務を負っているわけでございます。この重度の場合ですが、どの辺を重度、軽度と称するかということとはなかなかむずかしい問題もあるかと思いますが、この経営主体は社会福祉法人がすることを原則とするという運営基準があります。この近辺には青梅にそれに類するものがあるわけでございます。重度の方でございますので、それらの世話をするということはなかなか大変であるというふうに聞いております。

それから福祉作業所と一口に言っていますが、授産所、いわゆる内職あせんというものが昇格をして福祉作業所となっているもので、市で実施している所が幾つかあるようにございます。これらにつきましても内容はさまざまでございます。精神薄

弱者、身体障害者、六十歳以上の老人というものが入りまじって、本当に簡単な作業をしていくというふうにならうあるわけでございます。定員は十名ないし二十名とばらばらでございますが、福生といたしましては、たゞ市長が福祉会館を……というようなことを申し上げましたが、重度はとも大変であるということも考えられますので、それ以外の方につきましては、ぜひとも市といたしましても福祉会館を改造する場合、それをぜひ取り入れてもらいたい、福祉会館について三月議会でも条例改正をしたわけでございますので、なるべく早くそれに沿うようわれわれも努力をしていきたいと考えております。

大体各市で何か所かやっておりますが、収入等を見ますと一月三千円程度から一万二、三千円というところでございまして、金銭的に幾らというのではなくて、めんどうを見る。又行くことによつて家庭の方も安心して自分の仕事ができるということもあるのではないかとわれわれも考えてあるわけでございしますので、これらにつきましても慎重に取り組んでいきたいと考えております。

○十番（指田保雄君） 前向きな御答弁をいただきましたので、私も再質問は取りやめまして、一日も早く市長が答弁されたことが実現されることを要望いたしました。

一般質問を終わります。（拍手）

○議長（岩田博君） 次に二番松山 清君。

（二番松山 清君登壇）

○二番（松山 清君） 三点ほどにわたりました。一般質問をさせていただきます。

虫歯対策の問題であります。日本じゅうが虫歯だらけと言われるほどになっておりますが、特に子供の虫歯は深刻であります。治療の問題は一つの大きな課題であります。それと同時に、虫歯を予防することが特に重要であることは申すまでもありません。当市におきましてこの面で大きな力を入れていかなければならないことだと思います。

当市にも保健所が設置され業務が開始されておりますが、保健所における子供の虫歯予防対策等の具体的業務はいつごろから実施されるのか。又その内容についてもどのようなものになるのかお尋ねをいたします。

次に、市といたしまして保健所や歯科医師等と連携を取りながら虫歯予防知識の普及のために、母親対象の学習会を開くとかPRをする等、積極的にやっていくべきだろうと思いますが、いかがお考えにならうおられるかお尋ね

をいたします。

二点目、民間保育所への助成の問題ですが、当市におきましての保育行政は、その多くの部分を民間保育所に依存しております。保育所数において六五％、又措置見数において約七〇％が民間保育所であります。このような状況から見るならば、今後とも保育所の内容充実のためにさらに助成を強める必要があるのではないのでしょうか。

民間保育所からの要望としてのパート保育の一名配置のための補助等についてはどのように考えておられるのでしょうか。又今後、保育士の休職室等の設置も強く望まれておりますが、これらについてどのように考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

最後に、昨日の宮城県を中心といたしました地震による被害等申すまでもなく、市民の安全を守る上での防災対策の強化は、市民に対する責任として大きく力を入れていかなければいけない大きな課題であると思います。

当市の総合計画の中におきましても、防災問題の第一番目として崖崩れ等の事故を未然に防止するため、常時、危険個所の発見、点検に努めるという

ことになっておりますが、問題をいかに解決していくかあるわけです。具体的問題といたしまして、通称はけの所におきまして、たとえば幸楽園下や富士見橋わき等幾つかの危険な所があるわけですが、市当局といたしまして、そのような所に對してどのような対策を取ろうとしておられるのかお尋ねをいたしたいと存じます。以上三点ですが、一般質問とさせていただきます。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 御答弁申し上げます。

一番の子供の虫歯でございますが、保健所の関係につきましては、私どもいたしますと少々遅い気がいたしますけれども、現在話し合いが進んでおります。

それから民間保育園でございますが、ただいま市におきましても増設等の場合には補助の規定がございますし、又都の方におきましても振興費というものがございまして、何とかいまのままで御勘弁いただけるのではないかとこのように考えておりますので、いま以上の助成はいまのところ考えておらないところでございます。

それから危険なはけでございますが、ただいま例を挙げられました幸楽園下あるいは富士見橋横ということでございますが、これらにつきましては担当部にお

きまして処置してあるところでございまして、その他危険地域につきましては常に心がけましてチェックをしているところでございます。

すべての問題につきまして詳細に各担当部長より説明いたしますのでよろしくお願いいいたしたいと思えます。

○市民部長（生子國利君） 第一点の御質問の虫歯予防対策の保健所関係について御説明申し上げます。

先ほど市長が申し上げましたとおり、いま回診の準備中でございますが、当時保健所ができるときに、市側としても強く東京都に対して設立するときには歯科の予防ができるような施設を要望しております。それに対して市としても鋭意努力をしたわけですが、その結果が実りまして、本来なら昭和五十四年を目標に設置されるような傾向にあったのですが、現在、保健所は七十カ所あります。そのうち、歯の予防をしている保健所としては都で八カ所、福生が今回、昭和五十三年度の予定の三カ所の中に入るといふふうに保健所の所長も努力しているようですが、回診については十月を目途に一般市民、管内の都民、その他を含めまして予防相談をする。又内容的にはふっ素の塗布、それからその他の指導をやりたいと

いふふうを考えているようです。しかしこれも歯科医師会との関係もございしますが、いずれにしても十月を目標に実施したいというふうに進めております。

それから二つ目の問題の保健所と市と連携を保ってPRの措置をしたいということとは考えております。したがって保健所の方では、保健所だよりを出してありますし、市としてもPRの中で広報等の一部を使ひまして、その時期、時期にこうした歯の予防だけでなく、ほかの簡易な健康管理という問題からいいますと、その時期に応じたものをPRしていく必要があると考えておりますが、いずれにしてもそのような方法で住民に対する伝染病の予防対策あるいは簡易なもの、そういうものをお知らせしていただいた方が気をつけるのではないかと考えております。

又、学校等におきましては、虫歯予防等につきましては各学校ごとにパンフレットをつくらせて児童に渡し、あるいは歯のみかき方等を指導しているようにございまして、かなりPR等はまいてあります。それからあとは家庭内でも十分親子さんに指導をしていただきたいというところでPR等は十分にしていきたいと考えております。

○建設部長（青藤多市君） 三点目の危険なばけの個所のうち二点御指摘があるわけ

ですか。まず幸楽園下につきましてはすでに設計も完了しておりますが、梅雨明けを待って改修工事に着手したいと思っております。

内容といたしましては、崩れた個所に建築ブロックを積みまして、石積みの高い所につきましては水路側に橋をかけて、いまの下川の所にジョイントさせるような工事の内容のものでございまして、大体四十日くらいででき上がるのではないかとおります。それから五日市線下の富士見橋の下の川の所でございしますが、これにつきましては段上の所で、市道二九号線が現在通っておりますが、道路としての供用には供してはいないわけでございまして、それにつきましては、この下り所の地主が山岸さんでございしますが、この人たちとこれから協議していくということになります。市側といましては、供用されていない道路につきましては、廃道にするような形で沿道の関係者とこれから協議を進めようというふうに思っております。

なお山岸さんの関係につきましては、下の方に現在橋がかかっておりますので、これにつきまして当面子供たちが入れないような措置を講じてまいりたいと思っております。

○福祉部長（森田 猛君） 二点につきまして御答弁申し上げます。

保育園の保育の休憩室でございすけれども、最近の新しい大きな施設につ

いては休憩室を設けてあるわけでございす。ない所もあるようでございす。それらにつきましてわれわれが施設に訪ねたりしたところ、通常の業務の中で休憩室も取れるという話も聞いております。なお、保育室をつぶすわけにはいきません。そういうのは児童当たりの面積が決まっておりますので、面積を減らすことはできないわけでございす。そうしますと増設ということになるかと思っております。その場合には、先ほど市長からも御答弁申し上げましたとおり、七十万円以上の場合二分の一補助を出しますという規定があるわけでございす。それからなお東京都の方といたしましては月額一人当たり五百円の振興費が出ておりますが、これは施設の改善という名称もついておりますので、それを利用していただきますと、別にその御負担をしなくても増設できるのではないかと考えておりますので、それらを極力利用していただきたいと思います。

○二番（松山 清君） それでは又自席から幾つか再質問をさせていただきます。すけれども、この子供の虫歯の予防の面では、保健所で今年度の十月ころから一定の業務がされるということがあります。そういう面では大いにその場所が活用できるように、もちろん保健所だよりも出てありますし、又市独自で大いにPRしていただ

きたい。それと同時に、保健所の範囲に入ることでありまして、市独自で
もできると思いますが、虫歯予防対策知識の普及という点で、大いにそういう
講師を呼んで話しをするとかの働きを市独自でやってもよろしいし、保健所と協
力してやってもよろしいと思いますので、大いにやっていたきたいと思えます。本でも読
んだのですが、子供の虫歯は大人のミニチュア版ではないということが書いてあります。
往々にして大人のミニチュア版みたいな感じも受けるわけですが、そういうものではないとい
うことで、非常に大きな問題になっていくことは私が申すまでもないことですが、
そういう面をお考え願いたいと思います。

産崩れの恐れのある問題で、防災面からの答弁を一つお願いしたいと思えますが、やは
り昭和四十九年ごろですが、一応全部調べまして、地主等に文書を出しておられるよ
うですけれども、やはりきょうの地震等でも非常に危険な状態になっているとい
うことから見ましても、又現時点においては関係者に改善方の文書を出しておく
必要があるのではないかと思えますので、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思いま
す。単にそういう文書を出したということで物事は解決しないと思えますが、第一
歩といたしまして出していただきまして、又その上で持ち主等とどのように対策を取

ろうとしているのか、又考え等はそれでわかりましたので、その点どのようにお考えにな
っているのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから最後に保育所の問題ですが、休館室の問題で、増築をする場合
七十万円以上の場合は二分の一補助をするということもありますが、それと先ほど私が質問
の中で、例えば保育士さん全体から見ましてもいい保育をしたいという考えを非常に多くの
方が持つておられるわけです。そういう中で当然のことながら一日中立ち回っている仕事につい
ては、それが実情なのです。又、現在東京都におきましては、かなり他の県と違っていて、保育の
加算ということがあります。加算といっても、それでもなおかつ特例保育等の場合、パート保育が一名
加算になっている園もあります。それが二名に加算になるという間には、かなり特例保育の
児童をとらなければならぬというところから、かなりギャップもあると思えます。それと
ともに、日常的な問題として、全体からあと一名のパート保育について市独自の補助をと
らえないかということについても、要望が出されているように聞いておりますが、そういう問
題についていかにお考えになつていくのかお聞かせ願いたいと思えます。

○福祉部長（森田 猛君） 答え申し上げます。

特例保育の場合でござい申し上げますけれども、パート保育でも基準がございしますが、十五
名を超えますと一名パートをつけられることになっておりまして、それらについては福

社事務所で認定ができますので、むずかしくなくできると考えております。

そういうことで、せっかくやっている制度でございますので、余り市の補助を出さなくても都の補助をもうえるような場合もありますので、パートもある程度福祉事務所で特例を認めておりますので、それを勘案してできるのではないかと考えております。

休憩室の問題でございますけれども、たとえば市の保育園にいたしましたも、職員一人ひとりの机を置いたこととあったのですが、現実的にはそう必要ないということ、ソファ等を入れて、そこで長々と休憩をとらせる等、内部努力も必要ではないかというところで考えていきたいと思っております。

なお、四月に入りました三回ほど各保育所を含めて福祉事務所長、園長等の会議もござれておりますが、いまのような要望等は私どもの方には出ておりません。

○市民部長（生子園利君） 防災関係からののはけの問題でございますが、防災の担当といたしましては、今年度すでに当初予算に防災計画の計画変更等を予算化されて、これらに取り組むわけですが、それらと合わせて、このはけ等もやはり見直さなければならぬという点で、今回これらをチェックいたしました。確かに民有地の関係は非常にむずかしい問題で、これが公有地ならば市が当然処置できますが、

民有地につきましては、どうしても行政指導等の方法しか取れないというのが要求段階でも出ております。したがって、市としてはやはり防災の立場からそういうふうな危険箇所につきましては、ぜひ改修なり応分の処置をしていただきたいという要請は前回出ております。防災担当としては、今回それらをもう一度洗い直して要請したいと考えております。いずれそういうように計画的に御通知を申し上げて、早晚直すよう努力したいと思っております。

○二番（松山 清君） 産地の問題につきましては、第一番目として現実において出していただきたいと思っております。その結果によりましていろいろむずかしい問題は確かにあります。話し合いをかなり積み重ねていかないと解決しないということがあろうかと思っております。一つ早急に地主側にそういうものを出していただきたいと思っております。その上で、又折を見まして担当者の方にお願いをしていきたいと思っておりますが、一つよろしくお願いしたいと思っております。

それと最後に保育の問題ですけれども、市長がちょっと説明し、又部長から説明もいただいたわけですから、このパート保育の問題では、東京都の特例の基準でいろいろ計算式がありまして、パート保育の補助をもうえるということに

つては私も知りありますけれども、それとは別に民間保育所から、勤務で
きるパート保育の一名分について市独自で見たいだけないものかということについて
要望が出されていると思いますが、そういうふうなことにいつてどのように考えであ
るのかお聞かせいただきたいと思います。それはいろいろ形で出されていると
思いますが、それは私もあちこち回りました聞いてるので、その点についてのお
考えです。

又、保育さんの休憩室というのは、単なる場所があればいいということではなく、
たみの部屋というのを保育さんに聞いて見ますと、そういう点で強く望んでいるよ
うです。ただそれが行政当局まで具体的な形にならず声が届いているかどうかは別
問題ですが、保育さん個々につきましては、そういう面を強く持つておられます。
そういうようなことで、市は今後よく考えていかなければならないのではないかとしま
す。特に増築等の問題になりますと必ず用地問題が絡むわけです。敷地その
ものに建物がいっぱいはいっぱい建っているということもありますので、いろいろあせんと
か、その他むずかしい問題についていろいろ御配慮願いたいということでもあります。
それと保育の問題で市長にお聞きしたいと思えます。一番基本的な問題です

が、部長から細かく聞いてたわけですが、その前の問題といたしまして、民間保育所
の補助について一番大前提になるのですが、いまのままでいいかどうかということ
助成については現時点におろいほとんど考えていないと、これからその面を強めていく
お考えを持つておられないという形で私は受けとめていくわけですが、これはきわめ
てまずいことでオーケーできない答弁なんです。

一つ市長にお聞きしたいのですが、福生市の統合計画の中で、民間保育所の問
題についてどのように今後やっていくかについて、一番基本的な問題ですが、その点につ
いてお聞かせ願いたいと思えます。

○市長（石川常太郎君） 保育所は大体民間の方の篤志家が、福祉の重要性をお
考えくださって御協力をくださっているわけでございます。いまのところ非常に財政の
乏しい当市といたしましては、やはり篤志家の方々のやってくださる方にお願いをす
るのが一番市の経営としては現在のところ好ましいことであると考えっております。
もちろん時代の推移、市の経済状態によりましては変わってくることは当然と思
います。

○二番（松山 清君） どうも答弁が……、私の質問が悪いのですかね。統合計画の

中で市長は特に民間保育所の問題についてどういう保育行政をやっていくかということとまことに位置づけられているでしょう。めんどうだから読みますと、たとえばこう言っております。保育所については児童、青少年福祉の問題で取り上げておりますが、「保育所については、今後の要保育児の動向等を考慮した場合でも十分対応できる体制にあり、今後は心身障害児を含む保育内容の充実等十分留意していく必要がある。」それから基本計画をいたしまして、「保育所の内容充実を図ることに、民間保育所の助成強化をすすめる。」というところで、基本計画の中で第一番目にうたっているのです。ところが市長の答弁は、こんなところからはすれまして現状でもないんだと、現状は十分やっているんだというような形の答弁なんです。だからおかしいと思うんです。だってや酔狂でいっぱいお金をかけて、棚に上げておくために福生市統合計画をつくったのではない。少くとも行政を進めていく上で、今後昭和六十年代まではこれが基本にならなくとも思っています。ところが議会答弁ではこれをどこかへ置いてしまつて、自分の思っていることについて言われたのでは、そういうことを全く信用できなくなるわけですが、少くともこれにのつてそういうものをやらないとおきたいと思っています。もうすれば、これは当然ここに民間保育所の助成強化を進めるということ

が outstanding しているわけですから、内容は現状のままでもいいということではなく、今後助成強化を進めようという、その内容についてどうするかということとを大いに論議していくということにあると思うのです。そういう点で行政を進めていきたいと思います。

○市長（石川常太郎君）　もちろん保育所は大切なものでございますので、将来は保育所と同時に、幼稚園の問題も又起ってくると思います。両方とも大事なものでございます。この基本構想は松山さんには反対をいたさないわけですが、私どもは松山さんに反対をいたしまして基本計画を守りたいと思います。これはきょうあしたということではなくて、いまのところ御承知のとおり非常に窮乏した財政でございまして、市民会館、こども図書館、第八小学校、第四中学校それから下水道と大きな工事が進んでありまして、なかなか一度にはできないわけでございます。したがって、その気は十分持っておりますけれども、いつでも申していることは、何年かたつておらんぼうをいたさないで、御協力をいたさないとお願ひしているわけでございます。私は、市民には一度にはなかなかできないので、ちと市の最低の施設だけはさせてもらいたい、しかる上には福祉の面もよりよくできるであらうと、その夢を描きやうとしているわけでございます。この基本構想についてきょうあすとはいかないのはわ